

18 法務・資格

(1) 資格者法人の設立要件緩和

一人法人制度の創設【平成20年度以降検討、可能な限り早期に結論】

資格者法人を設立するためには、資格を有する社員が少なくとも二人以上必要とされ、弁護士法人を除いて一人法人の設立は認められておらず、資格者の大部分が個人事務所形態で業務を実施している状況である。

資格者法人制度（弁護士法人制度を除く）は、複数の社員が共同して、業務を分業し、専門化することで利用者に対する質の高い多様なサービスの提供を可能とすること、担当者が疾病や事故により業務を行うことが困難になった状況などにおいて、他の社員が代わって業務を行うことで安定的なサービスを提供できるようにすることを主たる目的としており、二人以上の社員をもって設立するものとするのがこうした制度導入の趣旨にかなうと考えられる。

一人法人制度については、資格者法人制度設立当初の趣旨に反し、資格者の死亡時や廃業時における顧客への継続的な対応に問題が生じること、専門化・高度化する顧客のニーズに対応した総合的なサービスの提供が困難となること、賠償責任能力の強化につながらないことなどのデメリットがあるとの指摘がある。

その一方で、事務所の資産と資格者個人の資産との分離が図られ、資格者が業務を廃業等する場合に他の資格者への業務の引継が容易になるとも考えられること、将来的には複数社員法人への移行や他の資格者法人との合併による事務所の大規模化を促進することが可能となること、法人化により社会的な信用力が増し資金調達が容易になることなどのメリットがあるとの見解もある。

また、一人法人制度の創設により顧客に損害を与えた場合に責任能力が希薄化するとの指摘もあるが、その代替措置として損害賠償請求の履行を担保するために必要な原資の供託や職業賠償責任保険加入等を義務付けることにより十分に対応することが可能であるとの見解もある。

行政書士団体、司法書士団体、社会保険労務士団体、土地家屋調査士団体からは、資格者社員が一人の場合においても法人設立ができるよう、設立要件を緩和して欲しいとの意見も示されており、国民の利便性の向上を図る観点から、国民のニーズや各資格者の業務の実態等を踏まえつつ、一人法人制度の創設について、メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進め、可能な限り早期に結論を得る。

(資格 a)

資格者法人社員の無限連帯責任の見直し【平成 20 年度以降検討、可能な限り早期に結論】

資格者事務所の法人化や大規模化が進まない主な原因の一つとして、社員全員に無限連帯責任が課されていることが挙げられる。これは、業務が専門化、複雑化する中で、資格者法人の大規模化や業務の総合化を進めようとしても、社員の無限連帯責任制度の下では、自らが直接関与せず認識もない他の社員に起因する業務上の責任を連帯して負わされることへの懸念から生ずるものと考えられる。

そこで、弁護士法人や特許業務法人においては、社員の役割分担を明確にし、特定事件について社員を指定した場合には、当該指定社員のみが無限責任を負う無限連帯責任に限定をかける指定社員無限責任制度が導入されている。また、監査法人においては、平成19年に公認会計士法（昭和23年法律第103号）が改正され、社員が出資の価額を限度として債務を弁済する責任を負う有限責任組織形態をとることも可能となっている。

無限連帯責任を見直し有限責任を認めた場合、賠償責任能力の強化につながらないため、資格者法人制度設立当初の趣旨に反するのではないかと、顧客保護の観点から問題ではないかとの指摘がある。その一方で、有限責任化の代替措置として顧客に損害を与えた場合の損害賠償請求の履行を担保するために必要な原資の供託や職業賠償責任保険加入など顧客保護に資する措置を講ずることにより、弊害を取り除くことが可能であるとの見解もある。

行政書士団体、司法書士団体、社会保険労務士団体からは、無限連帯責任の見直しを求める意見も示されており、国民のニーズや利便性の向上を図る観点から、必要な原資の供託や職業賠償責任保険加入などの負担を前提とした有限責任制度を導入することについての資格者団体の意見や、国民のニーズ、各資格者の業務の実態等を踏まえつつ、資格者法人社員が有限責任も選択できるよう無限連帯責任の見直しについて、メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進め、可能な限り早期に結論を得る。（ 資格 b ）

資格者法人の社員資格の拡大【平成 20 年度以降検討、可能な限り早期に結論】

資格者法人の社員については、監査法人の場合を除いて有資格者でなければならないとされているが、社員資格を資格者以外にも拡大することにより、資格者法人への出資の可能性を拡げ経営基盤の拡充を図ることが可能になるとともに、各資格者法人が大規模化を図ったり、他士業の資格者と共同で多様なサービスを総合的に提供するワンストップ業務等を展開する場合も想定されるところであり、国民に良質で多様なサービスを提供するためには、法人社員として幅広い人材を迎えることは有意義であるとの見解もある。

一方、資格者以外の者を社員とした場合に、資格者法人制度設立当初の趣旨に反し、資格者の死亡時や廃業時における顧客への継続的な対応に問題が生じること、専門化・高度化する顧客のニーズに対応した総合的なサービスの提供が困難となること、無資格者による違法な業務が行われることなどのデメリットがあるとの指摘がある。

その一方で、現行の制度化においても各種資格者が集まり共同で事務所を設置しワンストップサービスを展開する事例は多数存在し、その様な場合に特に違法な業務が頻繁に行われるような弊害も特段見当たらない状況であり、各資格者を監督する所管官庁が連携を図り懲戒権の行使や刑事告発を適切に行うことによりこの問題への対応は可能であるとの見解もある。

国民の利便性の向上を図る観点から、国民のニーズや資格者の業務の実態等を踏まえつつ、資格者法人の社員資格の拡大について、メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進め、可能な限り早期に結論を得る。(資格 c)

(2) 業務範囲の見直し

社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権等の付与

「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議)では、社会保険労務士による裁判外紛争解決手続が不調に終わり、簡易裁判所での訴訟手続に移行する場合に、社会保険労務士には訴訟代理権が認められていないため、代理人として当該訴訟に関与することはできず、依頼者の利便性を損ねるとの指摘もあることから、社会保険労務士に認められている裁判外紛争における代理業務の実績等を注視し、簡易裁判所における訴訟代理を認める必要性や依頼者の利便性の向上への寄与の度合いを見極めつつ、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について、平成19年度以降検討していくべきと提言されているところである。

特定社会保険労務士による裁判外紛争解決手続の代理業務については平成19年4月に施行され、また、民間ADR機関におけるあっせん手続の代理業務については、平成20年6月に初めて社会保険労務士団体が厚生労働大臣による民間ADR機関の指定を受けたところである。

社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権の付与については、こうした状況を踏まえ、社会保険労務士に認められている裁判外紛争における代理業務の実績等をも注視しつつ、簡易裁判所における訴訟代理を認める必要性や依頼者の利便性の向上への寄与の度合い、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について実績等を見つつ検討する。【平成20年度以降検討】(資格 a)

また、個別労働関係民事紛争の増加に伴い、個別労働問題に特化した紛争について、通常の裁判とは異なり労働審判官（裁判官）と労働審判員によって審理が行われ、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決できる有効な紛争解決手段として労働審判制度が平成 18 年 4 月 1 日から施行されているところであり、社会保険労務士の労働審判の代理権の付与についても、併せて検討する。【平成 20 年度以降検討】（資格 b）

隣接法律専門職種への行政不服審査の代理権の付与

行政不服審査法は、不服申立ての代理人の範囲を制限していないが、弁護士法第 72 条は、弁護士又は弁護士法人でない者が報酬を得る目的で不服申立事件を代理することを原則として禁止し、例外として、「他の法律に別段の定めがある場合」には代理を認めている。

具体的には、司法書士、税理士、土地家屋調査士、社会保険労務士及び弁理士については、司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）、税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）及び弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）に当該「別段の定め」が置かれており、それぞれの業務に関する特定の事項に限って代理権が認められている。

しかしながら、弁護士は地域的にも都市部に偏在しており、そもそも弁護士が職務として行政不服審査にどの程度関与しているのかについては疑問であり、実際に行政不服申立を行おうとする国民が弁護士に依頼することは余り現実的であるとは考えられないとの指摘もある。

国民が利用しやすい簡易迅速かつ公正な手続により国民の権利利益の救済が図れるようにするためには、法令に関する専門的知識を有する弁護士以外の資格者に行政不服審査の代理権を付与することができないかについて検討する。

ア 司法書士への行政不服審査の代理権の付与【平成 20 年度以降検討】

法務大臣が必要な能力を有すると認定した司法書士は行政事件訴訟に関し裁判所に提出する書類の作成が可能で、簡易裁判所における訴訟代理権を有し、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）に基づく損害賠償請求事件を扱うことも可能であることを勘案すれば、登記や供託以外の分野の行政不服審査についても、不服申立書等の書類を作成し代理して不服申立等を行うことは十分可能であると考えるのが合理的であるとの見解もある。

また、違法・不当な行政によって権利侵害された利益の救済をできるだけ図ろうとするのが現在の潮流でもあり、その一環として国民の身近な街の法律家である司法書士が、行政不服審査に関与することが可能になれば、国民の利便性が向

上するとの見解もある。

したがって、法務省は司法書士が行政不服審査手続に関与できるようになれば、行政不服審査制度が国民にとって真に使い勝手の良い制度となり、権利救済にも資するのではないかという問題意識を踏まえ、司法書士の業務における実績等を注視し、行政不服審査における手続代理を認めることの弊害や国民の利便性の向上等を見極めつつ、行政不服審査における手続代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方を含み、関係機関とも連携を図り、司法書士への行政不服審査の代理権の付与について、検討する。(資格)

イ 行政書士への行政不服審査の代理権の付与【平成 20 年度以降検討】

行政書士に対する行政不服審査の代理権の付与について、行政書士の専門性を活用するという観点が必要である。

行政機関に提出する許認可等の申請書類の作成・提出を行い申請内容を熟知する行政書士が、依頼者の意向に基づきそれらに関わる行政不服審査申立も含め一貫して取り扱えるようになれば、行政不服審査制度の活用が促進され、国民の利便性の向上が図られるとの見解もある。

他方、行政不服審査の手続は、裁判手続と同様に争訟手続の一つであり、かかる手続について代理権を付与するためには、当該手続において法的主張等を依頼者の立場に立って適切に展開する能力を有していることが前提となると考えられる。

したがって、総務省は国民に身近な行政書士が行政不服審査手続に関与できるようになれば、行政不服審査制度が国民にとって真に使い勝手の良い制度になり、権利救済にも資するのではないかという問題意識を踏まえ、行政書士の業務における実績等を注視し、行政不服審査における手続代理を認めることの必要性や国民の利便性の向上等を見極めつつ、行政不服審査における手続代理を的確に行うための専門能力の確保を図りつつ、関係機関とも連携を図り、行政書士への行政不服審査の代理権の付与について、検討する。(資格)

(3) ADR法の「弁護士の助言措置」の適正な解釈・運用の周知徹底【平成20年度実施】

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号。以下「ADR法」という。）を所管する法務省は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン（法務省大臣官房司法法制部平成18年6月20日制定）を策定し、ADR法第6条に規定する法務大臣の認証基準等について明確化を図っているところである。

しかしながら、規制改革会議が土業団体から聴取したところによると、ADR法第6条第5号の「手続実施者が弁護士でない場合には、ADR業務の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること」の要件をみたすためには、日弁連が策定した「ADRに関する基本方針」及び「ADR法第6条の「弁護士の助言」等を行う弁護士の推薦等に関するガイドライン」に基づき、弁護士会の推薦を介して助言を受ける弁護士を選定しなければならない、どのような場合に法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに該当するのかについて、弁護士会の判断を仰がなければならない、ADR業務の対象領域を確定するのに弁護士会と協議しなければならないなどと、同号の解釈について誤った理解に基づき認証取得に向けた準備を進めているのではないと思われる土業団体も見受けられた。

そこで、規制改革会議において、法務省に対し、同号の解釈を改めて確認したところ、助言措置を求める弁護士は弁護士会を介さずに個別の弁護士と契約する方式をとることが可能であること、どのような場合に弁護士の助言措置を受けることが必要になるのかは、手続実施者が事項の性質、内容等に応じて予め定めた基準や判断手順に基づき客観的に判断するものであること、ADR業務の対象領域の確定は弁護士会が行うものではないことが示された。

このように、ADR法第6条第5号の「弁護士の助言措置」の要件の理解に関し、申請者等の混乱も見受けられることから、法務省は、法務大臣の認証を取得してADR業務に多くの団体が参画できるように、引き続き、認証制度の周知に努めるとともに、各土業団体、弁護士会を含む機関・団体等からの認証取得に向けた相談を受けた際には、ADR法第6条に定められた認証の基準等の正確な理解を得られるよう、適切なADR法の解釈を周知するとともに認証にかかわる手続き及び認証を受けたADR業務が適正に行われるようにする。（法務ア）

(4) 法曹人口の拡大等

司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の目標（平成 22 年ころまでに 3,000 人程度）を確実に達成することを検討するとともに、その後のあるべき法曹人口について、法曹としての質の確保にも配慮しつつ、社会的ニーズへの着実な対応等を十分に勘案して検討を行う。

その際、国民に対する適切な法曹サービスを確保する観点から、司法試験の在り方を検討するために必要と考えられる司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係の把握に努める。**【平成 20 年度以降逐次実施】**（法務ア b）

法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が新司法試験に合格できるよう努める。

その際、新司法試験は、資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として、実施すべきであり、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行った上でその結果を速やかに公表する。**【平成 20 年度以降継続的に実施】**（法務ア b）

新司法試験考査委員は司法試験委員会の推薦に基づき法務大臣により任命されるが、選定の公正性、透明性を確保するため、考査委員の職務が特定分野における非常に高度な専門的学識等を要求されることに鑑み、考査委員の経歴、教育歴、学識、専門分野における業績等を十分勘案し、できるだけ客観的な判断の下に選任が行われるようにする。

また、実際に出題された司法試験問題については、受験生や法科大学院教員等に対しては有益な情報として資するとともに、考査委員に対しては試験問題に関する不正な情報提供のリスクを必要以上に負わせないメリットもあることから、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできる限り詳細に公表する。**【平成 20 年度以降逐次検討・実施】**（法務ア f）

法科大学院は、法曹の養成という役割を担う公共的な機関であることに鑑み、国民が必要とする情報をわかりやすく提供する観点から、各法科大学院の独自性を損なわないような配慮を行った上で、例えば、法科大学院として定める成績評価や修

了認定の方針や基準、司法試験の結果等の把握できる範囲における進路等の情報、教員の研究業績等の情報を各法科大学院が積極的に公表することを促進する。【平成20年度以降逐次実施】（法務ア g）

法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における教育が、法曹として必要な資質を備え、法曹に対する社会のニーズに応えられる能力を有する法曹の養成にとってふさわしい在り方となっているかどうかを検証するため、司法試験の結果についての詳細な分析を行うとともに、関係機関の協力を得て、これと法科大学院や司法研修所での履修状況を比較するなどの分析・検証を行い、その成果を公表する。

その際、法科大学院の学生の成績等について個人情報保護に配慮したうえで、差し当たり統計的に有意な分析・検証が可能となるような十分なサンプル数が確保されることの意義を認識し、法曹養成の各プロセスを担う関係機関の連携協力を前提としつつ、分析・検証の対象数の拡大を目指すこととし、それを踏まえて、司法試験の結果、司法研修所の成績との相関が検証されるよう関係機関の協力を得る。

また、その際、個別の法科大学院ごとの、法科大学院における成績の状況とそれに応じた司法試験の合格率等のデータが、個別の法科大学院から収集され、関係機関との連携・協力の下に、適切に調査・分析がされ、公表されるよう努める。【平成20年度以降逐次実施】（法務ア d）

法務省は、選択科目の見直しの際には、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者等の供給者側の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点をも踏まえて科目の追加・削除について必要なデータを適切に収集し、柔軟に検討の上、その結果に基づき速やかに措置する。その際、現行の選択科目についても、以上の要素を改めて検証する。【平成20年度以降逐次検討、21年度措置】（法務ア e）

法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利

に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う。

これは、法科大学院修了者と予備試験合格者とが公平な競争となることが根源的に重要であることを示すものであり、法科大学院修了者と同等の能力・資質を有するかどうかを判定することが予備試験制度を設ける趣旨である。両者における同等の能力・資質とは、予備試験で課せられる法律基本科目、一般教養科目及び法律実務基礎科目について、予備試験に合格できる能力・資質と法科大学院を修了できる能力・資質とが同等であるべきであるという理念を意味する。

法務省はこれらを踏まえ、予備試験の制度設計を行う。

したがって、たとえば、予備試験の法律基本科目及び法律実務基礎科目に関する出題について、一般的に、法科大学院で指導・学習の対象となっていないものを出題範囲に含めたり、法律基本科目及び法律実務基礎科目並びに一般教養科目の出題内容の難易度を、法科大学院を修了できる水準に照らして高く設定したりすることによって、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法曹資格を得るにあたり、法科大学院修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないようにする。**【平成 20 年度以降逐次検討・実施】**（法務ア c (ア)）

また、法科大学院教育への協力の観点から法務省が作成し、法科大学院の希望により提供される刑事科目系の法科大学院向け教材は、実際の事案に即した内容とされており、題材とした個々の事件関係者のプライバシー保護等の観点から、法科大学院で使用される以外は非公開とされているが、これらの内容について必要な個人情報保護等の適切な措置を講じたうえで、可能な限り公表する方向で検討し、その結果を踏まえ措置すべきである。以上により、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにする。**【平成 22 年 11 月末措置】**（法務ア c (イ)）

（５）民法（債権法）の改正について【平成 21 年度措置】

民法（債権法）の改正に関する事項については、法務省自らが責任をもって、検討を行い、法務省における検討内容並びにその関連する資料等について、迅速かつ適切に情報公開を行う。

また、特に、民法の債権編については、電子化などの社会情勢の変化により、法の条文どおりでの対応が難しく、判例等を参考にした運用における対応が多くなるとともに、強行規定については、過度に規制的でないかという視点からの時代に合わせた見直しも必要となってきたところである。

そこで、民法における強行規定の見直しを行うに当たっては、現行法の問題点の把握、法改正に関する実務からの要望、論点の整理、想定される改正内容、法改正に関

する経済的社会的効果の測定などに関して、法解釈論の観点のみに終始せず、判例の追認に止まらないような幅広い影響の考察を行う必要があることから、法務省としては、社会経済的な要請に関する動向を注視するなど、関係機関との緊密な連携の下に積極的な情報収集を行った上で、効率性と公正に関する十分な考察を含む見直しにむけた作業を実施する。(法務イ)

(6) 会社法制の継続的見直しについて【平成 20 年度以降検討、措置】

急速に高齢化し成熟化する社会経済情勢の下、加速する国際化の中で我が国の企業の国際競争力を高め、経済成長力の維持・強化を図るためにも、企業活動を支える重要なインフラである会社法制の適宜の見直しを引き続き行う必要があるとの認識に立ち、会社法施行後の企業実務における運用実態を踏まえつつ、株式・新株予約権に関する制度の更なる整備、会社の合併・買収の迅速・効率化に資する制度の整備等について、現行の会社法制の問題点を整理するとともに改善に向けた検討を行い、その成果に基づき、所要の措置を講ずる。その際、強行規定によって規律すべき範囲や程度についてもそれを必要十分な範囲に限る観点から検討を行う。(法務イ)

(7) その他

外国人登録原票記載事項証明書の職務上の交付を請求することができる者の範囲の拡大について【平成 21 年度中に検討・結論】

現在検討が進められ、遅くとも平成 21 年通常国会までに関係法案を提出することとされる新たな在留管理制度の創設とあわせて、住民基本台帳制度も参考とした適法な在留外国人の台帳制度の検討が行われているが、当該制度において行政書士等の資格者が職務上の請求を行えるようにすることについて検討を行い、結論を得る。(法務イ)

上陸口頭審理及び違反口頭審理手続きへの行政書士の参画

ア 上陸口頭審理手続において、行政書士が外国人を代理することの容認【平成 20 年度措置】

上陸口頭審理手続における代理を業とすることについては、弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)第 72 条によって規律されることとなるが、申請者において、異議の申出をする旨の意思を表明していないこと、上陸のための条件に適合してい

ないことについて争わず、かつ、法務大臣の上陸の特別の許可を求めず、その情状も争わないことなどの事情により、紛争性がない事案については、「聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續」についての代理を行政書士の業務とすることを認めた行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の3第1項第1号の趣旨を没却することとならないよう、特に慎重な考慮が必要であるから、この趣旨を適切に関係者に周知する。(法務イ a)

イ 上陸口頭審理手續及び違反口頭審理手續における行政書士の立会いの容認【平成20年度措置】

そもそも、立会いには何の資格も要求されず、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第10条第4項(第48条第5項で準用する場合を含む。)の「親族又は知人」に該当する場合には立会いをすることが認められている。

よって、行政書士が、出入国管理及び難民認定法第10条第4項(第48条第5項で準用する場合を含む。)の「親族又は知人」に該当する場合には、親族又は知人として上陸口頭審理及び違反口頭審理における立会いを行うことは差し支えないことを関係者に周知する。(法務イ b)

会社の登記における代表取締役等の住所の非公開化の容認【平成21年度検討開始、可能な限り早期に結論】

会社を代表する取締役・社員等の住所につき、法務局への届出は行いが、訴訟手續等正当な目的のための開示を除き、非公開にすることを選択できる等の措置について検討する。(法務イ)

犯罪収益移転防止のための本人確認業務の効率化【平成20年度措置】

本人確認業務を他の特定事業者へ委託することにより、他の特定事業者が行った本人確認手續を引き継ぎ新たな本人確認手續として援用できること、その際に留意すべき事項等について、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)を所管する警察庁は、同法を共管する土業所管省庁等の関係機関に通知するとともに、通知を受けた省庁等は、資格者団体等に周知する。(法務イ)